

浦安市規則第44号

浦安市宅地開発事業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

浦安市宅地開発事業等に関する条例施行規則（平成18年規則第56号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項第2号キ中「道路」の前に「樹木が健全に生育できる環境であり、」を加え、同項第4号中「第44条第1項第2号」を「第44条第1項第4号」に改める。

第44条第1項各号列記以外の部分中「の規定する」を「に規定する」に改め、同項第3号本文中「第1号」を「前2号」に改め、同項第4号イ(ア)の表中

「

必要面積 1 m ² 当たりの本数
0.1本
2.0本

を

」

「

植栽本数
緑化すべき面積に対し、1平方メートル当たり0.1本を乗じて得た本数以上
緑化すべき面積に対し、1平方メートル当たり2.0本を乗じて得た本数以上

に改め、同表の注中2を3

」

とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

- 1 緑化すべき面積とは、第1号又は第2号の規定により緑化すべき面積とする。

第45条第1項第1号中「（その有効面積が1平方メートルに満たない場合は、1平方メートル）」を削り、同項第2号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

- エ 設置した汚水ますに雨水等が流入しないよう対策を施すこと。

第45条第1項第6号を次のように改める。

(6) 廃棄物を収集する施設の設置場所は、次に掲げるとおりとする。ただし、開発地の配置、形状等により設置が困難である場合（理由書を提出すること。）は、この限りでない。

ア ごみ収集車が円滑に通行することができる道路又は通路に面するものとする。

イ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条の規定により停車及び駐車が禁止されている道路の部分に面しないこと。

第45条第1項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 廃棄物を収集する施設の修景は、浦安市景観計画に定める景観形成基準（景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項第2号の規定により定められた良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項をいう。）に適合するよう配置、向き等の工夫を行うこと。

第46条第1項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 駐車場の出入口は、原則として交差点及び横断歩道の付近には設けないこと。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の浦安市宅地開発事業等に関する条例施行規則の規定は、平成23年10月1日以後に事前協議（浦安市宅地開発事業等に関する条例（平成18年条例第7号。以下「条例」という。）第6条第2項に規定する事前協議をいう。以下同じ。）を開始する宅地開発事業等（条例第2条第2項第1号に規定する宅地開発事業等をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に事前協議を開始した宅地開発事業等については、なお従前の例による。